

平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業)

公 募 要 領

平成26年5月2日 (日環協 第116号)

公益財団法人 日本環境協会

目次

1. グリーンプラン・パートナーシップ（GPP）事業の目的 及び支援事業区分	・・・ 3
2. GPP事業の内容	・・・ 3
3. GPP事業公募申請後の流れ （審査による選定～補助金の支払い）	・・・ 6
4. 本事業における留意事項等	・・・ 8
5. 応募の方法	・・・ 9
6. 公募説明会の開催	・・・ 12
7. 問い合わせ先	・・・ 12

[別紙添付資料]

- 別紙添付資料 1 第1号事業の例示
- 別紙添付資料 2 再エネ・省エネ設備等の補助対象経費の例示
- 別紙添付資料 3 本補助金における利益等排除について
- 別紙添付資料 4 暴力団排除に関する誓約書
- 別紙添付資料 5 個人情報のお取り扱いについて
- 別紙添付資料 6 補助金に係る消費税等の仕入控除について

1. グリーンプラン・パートナーシップ（GPP）事業の目的及び支援事業区分

1 目的

グリーンプラン・パートナーシップ事業（以下「GPP事業」という。）は、官民を問わず、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、以下「温対法」という。）第20条第2項に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として策定された計画。以下「実行計画」という。）等*に計上された事業の実現に必要な設備導入等を補助することで、地域の創意工夫を活かした体系的な施策による地域への普及を後押しし、豊かな低炭素地域づくりを推進することを目的としています。

平成26年度の補助金総額は約40億円です。

- * 3号事業については地域協議会等による自然公園内の地区の利用等に係る計画、4号事業については生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画等の、地方公共団体が策定した環境に係る計画でも可です。以下、これらを総称して「実行計画等」といいます。

2 支援事業区分

GPP事業には、事業区分として、以下の1号事業～4号事業の支援事業メニューがあります。なお、いずれの事業とも対象は法人に限っており、個人を対象としていません。

	事業の区分	上限	対象の例示*1	対象経費に対する補助率
1号	<u>「実行計画」に位置づけられた事業に係る設備の導入</u>	なし	地域のエネルギー起源CO2の削減に直接資する設備（太陽光パネル、バイオマスボイラー等）	指定都市以外の市町村：2/3 その他：1/2
2号	実行計画計上事業の事業化に向けた <u>調査の実施及び計画の策定</u>	1000万円/件*2	1号設備の導入に係る調査・計画に要する費用	地方公共団体等：1/1 その他：1/2
3号	<u>自然公園における低炭素・自然共生型地域づくり事業に係る設備の導入</u>	なし	自然公園内のエネルギー起源CO2の削減に直接資する設備（水力発電、バイオマスボイラー、高効率照明等）	1/2
4号	<u>里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業に係る設備の導入</u>	なし	里山等のエネルギー起源CO2の削減に直接資する設備（バイオマスボイラー等）	指定都市以外の市町村：2/3 その他：1/2

*1：より詳細な対象設備の例示については、「別紙添付資料 1 第1号事業の例示」を参照ください。

*2：補助金額が1000万円を超える場合は1000万円。

2. GPP事業の内容

1 補助対象となる事業内容と公募申請が可能な事業者

補助対象となる事業の内容と、公募申請が可能な事業者を「表1」に示します。

表1 補助対象となる事業の内容と補助金の公募申請が可能な事業者

	補助対象となる事業の内容	公募申請が可能な事業者
1号	<p><u>実行計画計上事業</u>（地球温暖化対策地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条第2項の規定による温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として策定された計画及びそれに準ずるものをいう。以下「実行計画」という。）に位置づけられた事業又は実行計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業をいう。以下同じ。）<u>に係る設備の導入</u></p>	<p>ア 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合 イ 民間企業 ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人 エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 オ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 カ 法律により直接設立された法人 キ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て協会が適当と認める者（法人である者に限る。）</p>
2号	<p><u>実行計画計上事業の事業化に向けた調査の実施及び計画の策定</u></p>	
3号	<p><u>自然公園における低炭素・自然共生型地域づくり事業</u>（実行計画における位置づけがなされている若しくは実行計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている低炭素づくり事業、又は地域協議会等からの申請により日本環境協会（以下、「協会」という。）が設置した委員会が承認した地域計画に関連する低炭素地域づくり事業であって、自然公園（自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。以下同じ。）区域内におけるもの。以下同じ。）<u>に係る設備の導入</u></p>	<p>ア 民間企業 イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人 ウ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 オ 法律により直接設立された法人 カ その他大臣の承認を得て協会が適当と認める者（法人である者に限る。）</p>
4号	<p><u>里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業</u>（実行計画における位置づけがなされている事業若しくは実行計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であること又は生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画等の環境に係る計画に位置づけられている事業若しくはそれらの環境に係る計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であって里地里山等の地域社会と密接に関わる自然環境を対象とする事業におけるもの。以下同じ。）<u>に係る設備の導入</u></p>	<p>1, 2号に同じ</p>

GPPでは、対象事業は「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」等への位置づけを要件としています（1、2、4号事業については、位置づけ予定でも可。ただし、3号事業を地域計画に位置づけて実施する場合には、位置づけ予定ではなく、すでに計画に位置づけられていることが必要です。）。これは、補助事業が地域の実状にあった施策の枠組みに位置づけられることにより、補助対象事業によるCO2削減効果に加えて取組の展開による追加的な削減効果が期待できるとの考えからです。実行計画（事務事業編）に位置づけられた事業の場合、その取組が地域の低炭素化政策につながるもので、将来的に実行計画等に位置づけられる場合には、1号事業、2号事業の対象になります。

なお、申請にあたっては、民間事業者による事業であれば地方公共団体による推薦書（3号事業の場合は地方公共団体又は公園管理者による推薦書）に、地方公共団体自身による事業であればプロジェクト概要書において、事業における地方公共団体の役割や今後の施策展開等を詳述していただく必要があります。

2 補助対象経費と交付額の算定方法

事業区分ごとの補助対象経費と交付額の算定方法の概要を「表2」に示します。

表2 補助対象経費と交付額の算定方法の概要

	事業の区分	補助対象経費	交付額の算定方法
1号	<u>「実行計画」に位置づけられた事業に係る設備の導入</u>	事業を行うために必要な設計費、設備・車両費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費。詳細については、「グリーンプラン・パートナーシップ事業交付規程」の別表第2当該事業欄を参照。	「グリーンプラン・パートナーシップ事業交付規程」の別表第1第5欄に掲げる方法により算出する（*1）。詳細については、当該事業交付規程の別表第1当該事業欄を参照。
2号	<u>実行計画計上事業の事業化に向けた調査の実施及び計画の策定</u>	事業を行うために必要な人件費及び業務費（共済費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び共済費を除く。）。詳細については、「グリーンプラン・パートナーシップ事業交付規程」の別表第2当該事業欄を参照。	「グリーンプラン・パートナーシップ事業交付規程」の別表第1第5欄に掲げる方法により算出する（*1）。詳細については、当該事業交付規程の別表第1当該事業欄を参照。
3号	<u>自然公園における低炭素・自然共生型地域づくり事業に係る設備の導入</u>	1号に同じ	「グリーンプラン・パートナーシップ事業交付規程」の別表第1第5欄に掲げる方法により算出する（*1）。詳細については、当該事業交付規程の別表第1当該事業欄を参照。
4号	<u>里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業に係る設備の導入</u>	1号に同じ	「グリーンプラン・パートナーシップ事業交付規程」の別表第1第5欄に掲げる方法により算出する（*1）。詳細については、当該事業交付規程の別表第1当該事業欄を参照。

*1：当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない（詳細については、「別紙添付資料 6 補助金に係る消費税等の仕入控除について」を参照願います。

より詳細な再エネ・省エネ設備等の補助対象経費の例示については、「別紙添付資料 2 再エネ・省エネ設備等の補助対象経費の例示」を参照ください。

3. GPP事業公募申請後の流れ（審査による選定～補助金の支払い）

公募申請後の本事業の流れは以下のとおりです。

1 審査による選定

協会では、公募申請を受理後、外部有識者からなる審査委員会による審査を経て、補助金事業の選定を行った後、速やかに採択・不採択いずれかの選定結果を通知します。標準的な審査期間は公募締切後、1か月程度を予定しています。

なお、審査基準は審査委員会にて決定されますが、以下の「表3」に示す項目が重要と考えます。

表3 審査のチェックポイント

	事業の区分	項 目
1号	「 <u>実行計画</u> 」に位置づけられた事業に係る <u>設備の導入</u>	<p>ア <u>実行計画における位置づけがなされている事業</u>又は実行計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であって、<u>低炭素地域づくりへの貢献や波及効果が見込まれること</u></p> <p>イ 事業スケジュール及び推進体制が明確であり、事業の確実な実施が見込まれること</p> <p>ウ 地域経済、コミュニティの活性化につながる工夫があるなど、<u>取組の継続が見込まれること</u></p> <p>エ 設備の導入による<u>二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること</u></p>
2号	実行計画計上事業の事業化に向けた <u>調査の実施</u> 及び計画の策定	<p>ア <u>実行計画における位置づけがなされている事業</u>又は実行計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業に係る調査であること</p> <p>イ 調査の目的・位置づけが明確であり、実行計画に基づく取組の推進に資するものであること</p> <p>ウ 具体的かつ詳細な調査内容であり、低炭素地域づくりに資する事業の<u>事業化計画の策定、事業性・採算性の把握に資するものであること</u></p> <p>エ 事業スケジュール、推進体制が明確であり、事業の確実な実施が見込まれること</p> <p>オ 調査後における事業化可能性が高いと見込まれること</p>
3号	<u>自然公園</u> における低炭素・自然共生型地域づくり事業に係る <u>設備の導入</u>	<p>ア <u>自然公園内</u>での事業であること</p> <p>イ <u>実行計画における位置づけがなされている事業</u>若しくは実行計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討が進められている事業であり、<u>又は地域協議会等からの申請により委員会が承認した地域計画に関連する事業</u>であって、<u>低炭素・自然共生型地域づくりへの貢献や波及効果が見込まれること</u></p> <p>ウ 設備導入に際して、自然公園法の規定に基づく必要な手続が適正に行われるものであること</p> <p>エ 事業スケジュール及び推進体制が明確であり、事業の確実な実施が見込まれること</p> <p>オ 地域コミュニティの活性化につながる工夫があるなど、取組の継続が見込まれること</p> <p>カ 設備の導入による<u>二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること</u></p>

4号	里地里山等地域の自然シンボルと共生した先進的な低炭素地域づくり事業に係る設備の導入	<p>ア 実行計画における位置づけがなされている事業若しくは実行計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であり、又は<u>生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画等の環境に係る計画</u>に位置づけられている事業若しくはそれらの環境に係る計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であって、低炭素・自然共生型地域づくりへの貢献や波及効果が見込まれること</p> <p>イ 事業スケジュール及び推進体制が明確であり、事業の確実な実施が見込まれること</p> <p>ウ 地域コミュニティの活性化につながる工夫があるなど、<u>取組の継続</u>が見込まれること</p> <p>エ 設備の導入による<u>二酸化炭素削減効果の定量化が可能</u>であること</p> <p>オ 里地里山等の地域社会と密接に関わる自然環境を対象とし、<u>生物多様性の保全に資する事業</u>であること</p>
----	---	--

2 交付申請

採択通知を受け、選定された事業者には、補助金の交付申請書を協会に提出していただきます（申請手続等は交付規程を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

3 交付決定

協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。第一回目の交付決定は、7月末を予定しています。

- ・申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費（固定価格買取り制度による売電を行うための設備等の導入経費を含む。）を含まないこと。
- ・補助対象経費以外の経費を含まないこと。

4 事業の開始

協会からの交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定受理後、事業を開始することが可能となります。

補助事業者が補助目的を達成するため他の事業者等と発注・契約を締結するに当たっては、当該発注・契約の締結日について、交付決定日以降となるようにご注意願います。

補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定しなければなりません。

5 補助事業の計画変更

補助事業者は、補助事業内容を変更しようとするとき（ただし、軽微な変更を除く。）は、補助金計画変更申請書を協会に提出する必要があります。

6 実績報告及び補助金額の確定

補助事業が完了した場合、補助事業者は、その完了後30日以内又は遅くとも当該年度の3月10日必着で、実績報告書を協会に提出しなければなりません（年度内完了、報告書提出が必須）。

したがって、補助事業完了予定期日については、当該年度の2月末を越えないようにお願いし

ます。

協会は、上記実績報告を受けた場合、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、交付額確定通知書により補助事業者に通知します。

なお、補助対象経費の中に関係会社に対し支払った経費がある場合、利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします（詳細については、「別紙添付資料3 本補助金における利益等排除について」を参照願います。）。

7 補助金の支払い

協会から交付額の確定通知を受けた後、補助事業者が、補助金の支払いを受けようとする場合は、精算払い請求書を協会に提出する必要があります。請求書を受理後、協会から補助金を支払います。

8 その他

上記1～7の他、必要な事項は交付規程に定めていますので、これを参照してください。

4. 本事業における留意事項等

1 基本的な事項について

本補助金の交付については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）（以下「補助金」という。）の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）交付要綱（平成26年4月1日環政計発第1404011号。以下「交付要綱」という。）及びグリーンプラン・パートナーシップ事業実施要領（平成26年4月1日環政計発第1404012号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）交付規程の定めるところによります。

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2 補助金の経理等について

(1) 補助事業の経費について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必

要があります。

(2) 補助事業における利益等排除

自社調達及び 100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額とします。また、関係会社からの調達分についても 原則原価計算等により、利益相当分を排除した額（製造原価と販売費及び一般管理費の合計）を補助対象経費の実績額とします（詳細については、「別紙添付資料 3 本補助金における利益等排除について」を参照ください。）。

(3) 取得財産の管理について

補助事業者は、交付規程に基づき、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。また、耐用年数に達していない財産の処分制限等があります（詳細については、交付規程の第 2 1 条財産の処分の制限を参照ください。）。

その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、取得財産等には、環境省による補助事業である旨を明示しなければなりません。

(4) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入

本補助金は、法人税法第 4 2 条第 1 項及び所得税法第 4 2 条第 1 項の「国庫補助金等」に該当するため、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第 4 2 条）の適用を受けることができます。ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られます。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

5. 応募の方法

1 公募期間

公募については、応募の状況にもよりますが、平成 2 6 年 5 月 2 日から公募を開始し、平成 2 6 年 6 月（第一回目）から平成 2 6 年 1 1 月までの間に、数回の公募申請締切を設けることを予定しています。公募が終了するまでの間は、随時公募申請を提出いただけますが、採択に向けた審査はこれらの公募申請締切に合わせたスケジュールで行いますので、ご注意ください。ただし、2 6 年度の予算がなくなり次第、今年度の公募は終了します。

2 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のア～オに示すとおりです。

応募書類のうち、アについては、必ず次の電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いいたします。

ア 公募申請に必要な応募様式一式

(詳細は、【別紙 応募様式一式】【Word・Excel】を参照願います。)

公募申請に必要な応募様式は、以下の「表4」に示すとおりです。なお、公募申請者が地方公共団体であるか民間事業者等であるかによって、又は1号事業～4号事業のどの案件で応募するかによって、公募申請時に提出すべき応募様式が異なりますのでご注意ください。については、公募申請者は、「表4」を充分にご確認の上、本一覧表に基づき必要応募様式書類を準備願います。

表4 公募申請に必要な応募様式一覧表

公募申請者	地方公共団体			民間事業者等			
	1号	2号	4号	1号	2号	3号	4号
様式第1 (公募申請頭紙)	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要
様式第1(別紙1-1-1) (事業実施計画書ハード用)	必要		必要	必要		必要	必要
様式第1(別紙1-1-2) (設備一覧等)	必要		必要	必要		必要	必要
様式第1(別紙1-1-3) (工程一覧等)	必要		必要	必要		必要	必要
様式第1(別紙1-2) (事業実施計画書ソフト用)		必要			必要		
様式第1(別紙2-1) (経費内訳ハード用)	必要		必要	必要		必要	必要
様式第1(別紙2-2) (経費内訳ソフト用)		必要			必要		
様式第1(別紙3) (地方公共団体/公園管理者 推薦書)				必要 地方公共 団体	必要 地方公共 団体	必要 公園/ 地方公共 団体	必要 地方公共 団体
様式第1(別紙4) (地方公共団体用プロジェク ト概要書)	必要	必要	必要				

* 上記の他に、必要に応じて適宜必要書類を添付することとする。

- イ 企業パンフレット等業務概要がわかる資料及び定款又は寄附行為
- ウ 直近2期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
（応募の申請時に、法人の設立から2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表、損益計算書を提出すること。）
- エ 「表1」における補助金の交付申請が可能な事業者のうち、「法律により直接設立された法人」に該当する場合は、それを証明する行政機関から通知された許可書等の写し
- オ その他参考資料

* 「表1」における補助金の公募申請が可能な事業者のうち、「都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合」に該当する場合は、上記イ及びウの提出は不要です。

3 応募書類の提出方法及び提出先

応募予定の各号事業案件に関する上記の応募書類(紙)と、その電子媒体を提出期限までに、郵送又は持参で下記提出先までご提出ください（提出期限必着）。

なお、応募書類の提出に際しては、「別紙添付資料 4 暴力団排除に関する誓約書」についてご同意の上、誓約書をご提出願います。

また、応募書類への個人情報の記入に際しては、「別紙添付資料 5 個人情報のお取り扱いについて」に同意の上ご記入ください。

(提出先)

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16
馬喰町第一ビル 9階
公益財団法人 日本環境協会 環境事業支援部 助成チーム
グリーンプラン・パートナーシップ（GPP）事業事務局

4 提出部数

「2 応募書類」に示すアの書類について、正本1部・副本2部を提出してください。また、当該書類の Word・Excel 形式の電子データを保存した電子媒体（CD-ROM）を提出してください（電子媒体にも、事業者名を必ず記載してください）。

2 応募書類」に示すイ～オの書類（紙）は、1部ずつ提出してください。なお、提出いただきました応募書類は返却いたしませんので、写しを控えておいてください。

5 第一回目の公募締切日時

第一回目の公募締切日時は、平成26年6月16日（月）17時30分です。

上記締切までに提出されたものについては、第一回審査委員会にて審査を行います。上記締切後も引き続き、公募申請は随時可能です。ただし、26年度予算額分の交付決定が終了次第、募集を締切ります。

6 その他

なお、応募に当たっては、本公募要領以外に、下記も参照願います。

- (1) 平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）交付規程

- (2) 平成26年度 グリーンプラン・パートナーシップ事業の取扱いについて (Q&A)
本Q&Aにつきましては、近日中に協会ホームページにアップする予定ですので、
そちらをご覧ください。
- (3) 地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版> (環境省地球環境局)

6. 公募説明会の開催

本補助金に係る公募説明会を5月19日(月)～23日(金)の間、全国8か所で開催を予定しています。

説明会に関する詳しい内容及び参加申し込み等につきましては、協会のウェブサイトをご覧ください。

URL: <http://www.jeas.or.jp/>

なお、説明会では公募要領等の資料を原則配布いたしませんので、必要な資料はご持参ください。

7. 問い合わせ先

公募の内容に関して質問のある方は、「平成26年度GPP事業公募質問票」に必要事項と質問内容を記入しメール本文に添付し、件名を「公募に関する問い合わせ(事業者名)」とし、窓口に電子メールをお送りください。電子メール以外でのお問い合わせはできませんのでご注意ください。

平成26年度GPP事業公募質問票 【Excel ファイル】

送付先メールアドレス: gpp@japan.email.ne.jp

以上

別紙添付資料

目次

[別紙添付資料]

- 別紙添付資料 1 第1号事業の例示
- 別紙添付資料 2 再エネ・省エネ設備等の補助対象経費の例示
- 別紙添付資料 3 本補助金における利益等排除について
- 別紙添付資料 4 暴力団排除に関する誓約書
- 別紙添付資料 5 個人情報のお取り扱いについて
- 別紙添付資料 6 補助金に係る消費税等の仕入控除について

別紙添付資料 1 第1号事業の例示

ア 補助対象となる設備の例

- ①ボイラ、②コージェネレーション、③廃熱及び未利用熱利用、④太陽光発電、
 ⑤小型水力発電、⑥小型風力発電、⑦高効率空調、⑧高効率照明、⑨電気自動車
 ⑩制御付BEMS その他協会が適当と認める設備等。

イ アに掲げる設備例のうち、以下の(1)列に掲げる設備については、(2)列の要件を満たすこととする。

	(1) 設備	(2) 補助対象設備要件
①	ボイラ	<p><u>高効率蒸気ボイラ</u> 蒸気ボイラのうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。 イ 発生する燃焼廃熱により燃焼用空気又は供給される水を予熱するための熱交換を行う機構を有するもの ロ 供給する蒸気の圧力の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するもののうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が92パーセント以上のもの</p> <p><u>高効率温水ボイラ</u> ・供給する温水の温度の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するボイラのうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が90パーセント以上のもの。</p>
②	コージェネレーション	<p>熱電併給型動力発生装置（エンジン（希薄燃焼方式、酸素センサ付三元触媒方式又は選択還元脱硝方式のものに限る。）又はタービン（予混合希薄燃焼方式、中高温選択還元脱硝方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。）により発電するとともに、熱交換を行う機構を有する装置のうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。） イ 出力が10キロワット以上のものにあつては、低位発熱量基準で測定した総合効率が65パーセント以上のもの ロ 出力が10キロワット未満のものにあつては、熱の供給を主目的とするもののうち、低位発熱量基準で測定した総合効率が80パーセント以上のもの</p>
③	廃熱及び未利用熱利用	<p>下記 ア、イ、ウの要件を満たすこと。 ア 公募開始時点で「廃棄しているエネルギー」、「未利用熱エネルギー」を有効利用する設備を対象とする。 上記対象設備のうち、廃熱回収機構または未利用熱利用機構と熱源機構が一体不可分なものにおいては、定格運転時における当該設備から出力される熱エネルギーの過半が廃熱または未利用熱起源であること、或いは、従前の設備に対するエネルギー効率改善への寄与度の過半が廃熱または未利用熱起源であることを証明する書面</p>

		<p>を申請書に添付すること。</p> <p>※ここで「廃棄されるエネルギー」とは、工場・事業場等で現に稼働している設備・機器からもたらされ、現状は大気に放出されるなど廃棄されている熱エネルギーとする(蒸気減圧過程における未利用エネルギーを有効利用する場合もこれに該当する)。また「未利用熱エネルギー」とは<u>太陽熱</u>、<u>温度差エネルギー</u>、<u>バイオマス熱</u>、<u>雪氷熱</u>及び<u>地中熱</u>とする。</p> <p>申請者は廃熱及び未利用熱利用設備の設置に伴い、現在稼働している設備・機器のシステムのエネルギー使用量の削減等による省エネルギー量を報告する等により、現在は「廃棄しているエネルギー」、または「未利用熱エネルギー」であることを証明すること。</p> <p>イ 利用する「廃棄している熱エネルギー」の温度帯は、300℃以下を対象とする。「未利用熱エネルギー」については、温度は指定しない。</p> <p>ウ 省エネルギー量を計算するために廃熱、未利用熱利用設備に入力する廃熱、未利用熱のエネルギー量を計測、または合理的な方法で計算できること。</p> <p>※廃熱回収機構と熱源機器が一体不可分な次世代熱利用設備においては、廃熱回収機構の入口温度を計測・報告すること。</p>
④	太陽光発電 (パネル状)	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光エネルギーを電気に変換する設備のうち、太陽電池モジュールのセルの実効変換効率が以下の基準変換効率以上のもの。 <ul style="list-style-type: none"> シリコン単結晶系太陽電池 16.0パーセント シリコン多結晶系太陽電池 15.0パーセント シリコン薄膜系太陽電池 8.5パーセント
⑦	高効率空調	<p><u>高効率吸収式冷凍機</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 空気調和用の冷水を供給する冷凍機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもののうち、定格消費熱電効率が1.2以上のもの。 <p><u>高効率吸収式冷温水機</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 空気調和用の冷温水を供給する冷温水機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもののうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.1以上のもの。 <p><u>廃熱投入型吸収式冷凍機</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 冷凍機であって、廃熱により吸収液の予熱又は冷媒の再生を行う機構を有するもののうち、定格消費熱電効率が1.2以上のもの。 <p><u>廃熱投入型吸収式冷温水機</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 冷温水機であって、他から供給される熱又は温水を利用する機構を有

		<p>するもののうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.1以上のもの。</p> <p><u>高効率ターボ冷凍機</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 空気調和用の冷水を供給する冷凍機のうち、遠心式圧縮機を用いるものであって、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が5.0以上のもの。 <p><u>高効率ヒートポンプ熱源機</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 冷温水を供給する空冷式のチリングユニット（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。）のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のもの。 冷水を供給する水冷式のチリングユニット（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。）のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.3以上のもの。 <p><u>高効率ガスエンジンヒートポンプ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 室外機がガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプのうち、エネルギー消費効率が冷房能力等によって定められる基準エネルギー消費効率1.15～1.86以上のもの。 <p><u>高効率業務用エアコンディショナー</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 省エネ法施行令第21条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成21年経済産業省告示第213号）に定める業務用エアコンディショナーであって、同告示3（3）に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、基準エネルギー消費効率に100分の88を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないもの。 <p><u>蓄熱式空気調和装置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 空気調和用の冷温水を供給する空気調和装置であって、ヒートポンプ方式熱源装置又は冷凍機及び蓄熱槽を有するもののうち、定格日量冷却効率又は定格日量加熱効率が2.2以上のもの。 <p><u>氷蓄熱式空気調和機</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の空気調和機であって、1の室外機につき、2以上の室内機、及び氷蓄熱槽を有するもののうち、定格日量冷却効率又は定格日量加熱効率が3.0以上のもの。
⑧	高効率照明	<p><u>LED照明器具</u></p> <p>下記ア、イの要件を満たすこと。</p> <p>ア 固有エネルギー消費効率が以下の基準を満たすもの。</p> <p>昼光色、昼白色の場合、70lm/W以上。白色、温白色、電球色の場合、60lm/W以上。</p>

		イ LED モジュール寿命は 40,000 時間以上であること。
⑩	制御付 BEMS	<p>下記ア、イの要件を満たすこと。</p> <p>ア 事前に省エネポテンシャル診断、省エネ診断等を実施し、BEMS（ビルのエネルギーマネジメントシステム）を導入した場合の省エネルギー量を根拠にもとづいて推計していること。</p> <p>イ 以下に指定する機能を有し、それを明確に示すことができるもの。</p> <p>a. 導入拠点の電力消費量について、全体の計測をすること。</p> <p>b. 導入後、更に詳細な電力消費量の計測ニーズが生じた際に、導入済の BEMS によって推定する点数以上の電力計測データの総合管理を可能とする拡張機能（計測側での機能増設を含む）を有すること。</p> <p>c. 単位時間 30 分以内で電力消費量を計測すること。</p> <p>d. 測定した電力量について、その結果をそれぞれの系統ごとに単位時間 30 分以下の粒度で電子データとして記録すること。</p> <p>e. 導入拠点において、電力量等の計測データを表示できること。</p> <p>f. 電力計等から出力するパルス等をリアルタイムに計測してデマンド値を算出し、設定された閾値を超える蓋然性が高い場合には、目標電力以下に電力消費を抑制・制御する機能を有すること。</p> <p>g. 蓄積された計測データについて、単位時間 60 分以下の粒度でサンプリングデータを作成できること。</p> <p>h. 抽出したサンプリングデータについて、過去のサンプリングデータと比較した省エネ状況を確認し、課題の抽出ができること。</p>

別紙添付資料 2 再エネ・省エネ設備等の補助対象経費の例示

	(1) 設備	(2) 区分	(3) 補助対象経費
①	ボイラ	設計費	補助事業の実施に必要なシステム設計費等。
		設備費	補助事業の実施に必要な設備器具の購入又は据付等に要する経費。
		工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費。
②	コージェネレーション	設計費	補助事業の実施に必要なシステム設計費等。
		設備費	<p>コージェネレーション設備（受変電設備、ガスタービン発電機、廃熱ボイラ、熱交換器等）。</p> <p><敷地内ガス配管敷設費の補助対象範囲></p> <p>a. ガス配管、ガス流量メータ、ガバナ、ストレーナ、緊急遮断弁等必要と判断される設備に対する経費を対象とする。</p> <p>b. 本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共用配管がある場合には、原則断面積比による按分相当額を対象とする。</p>
		工事費	<p>a. 対象設備の運搬、据付、各種設備工事、調整等。</p> <p>b. 蒸気、冷温水、ブライン等の配管設備、高圧配線、低圧配線、信号線等の配線工事については、原則として対象設備間をつなぐものは対象とし、対象設備と対象外設備をつなぐものは対象外とする。（配管に付随するポンプ等もこれに準ずるものとする。）ただし、工事に対する経費は、本補助事業で専用を使用する部分とし、補助対象外設備との共用部分がある場合には、原則配管の断面積比による按分相当額を対象とする。</p> <p>c. 電力、水道、ガスの工事負担金、LNGサテライト等の燃料貯蔵設備および井戸掘削工事等の間接工事は補助対象外とする。</p>
③	廃熱及び未利用熱	設計費	補助事業の実施に必要なシステム設計費等。
		設備費	補助事業の実施に必要な機械装置等（事業実施に必要な制御盤、配管類及びこれらに付随する設備。廃熱の変動を吸収するために設置される蓄熱槽も補助対象とする。ただし、バックアップ設備は除く。）の購入、据付等に要する経費。
		工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費。

④	太陽光 発電	設計費	補助事業の実施に必要なシステム設計費等。
		設備費	補助事業の実施に必要な機械装置（太陽電池モジュール・ 架台・パワーコンディショナ・その他付属必要機器）、建築 材料等の購入、据付等に要する経費。
		工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費（電気工事・附帯 工事・試運転調整等）。
⑤	小型水力発 電	設計費	補助事業の実施に必要なシステム設計費等。
		設備費	補助事業の実施に必要な機械装置（水車発電機・水車・発電機・ 変電設備・制御監視記録装置・取水と放水並びに水圧管路など 必要な設備）の購入または据付等に要する経費。
		工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費（電気工事・附帯 工事・試運転調整等）。
⑥	小型風力発 電	設計費	補助事業の実施に必要なシステム設計費等。
		設備費	補助事業の実施に必要な機械装置（小型風力発電機・風車本体 と支柱・付帯電気設備・監視記録装置ほか必要な設備）の購入、 据付等に要する経費。
		工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費（電気工事・附帯 工事・試運転調整等）。
⑦	高効率 空調	設計費	補助事業の実施に必要なシステム設計費等。
		設備費	補助事業の実施に必要な機械装置、据付等に要する経費。
		工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費。
⑧	高効率 照明	設計費	補助事業の実施に必要なシステム設計費等。

		設備費	補助事業の実施に必要な機械装置の購入、据付等に要する経費。
		工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費。
⑨	電気自動車	設備・車両費	補助事業の実施に必要な車両の導入に要する費用。なお、ハイブリッド自動車及び充電設備については補助対象外とする。
⑩	制御付BEMS	設備費	システム・機器及び当該システム・機器の導入に必要な機械装置・計測装置等の購入又は据付け等に要する費用。
		工事費	システム・機器の導入に不可欠な工事に要する費用。

本補助金における利益等排除について

本補助金において、補助対象経費の中に関係会社に対し支払った経費がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

よって、本補助金においても、今後の検査業務に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象範囲

本補助金において、補助事業者が補助対象経費の中に、以下の(1)又は(2)の関係にある会社に対し支払った経費がある場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条で定義されている関係会社(親会社、子会社、関連会社及びその他関係会社)を用います。

- (1) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (2) 補助事業者の関係会社(上記(1)を除く)

2. 利益排除の方法

(1) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

当該会社の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(2) 補助事業者の関係会社(上記(1)を除く。)からの調達場合

当該会社の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

以上

平成 年 月 日

公益財団法人 日本環境協会
理事長 森 篤 昭 夫 殿

住所
法人名 印
代表名

暴力団排除に関する誓約書

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、本誓約書の提出をもって誓約します。

記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

以上

個人情報のお取り扱いについて

ご記入いただく情報は、「個人情報」に該当しますので、公益財団法人日本環境協会（以下「協会」という。）が、記入いただきました個人情報の保護のため、必要なセキュリティ対策を講じ適切に取扱います。具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、ご記入くださいますようお願いいたします。

1. 個人情報の取扱いは、協会の「個人情報保護規定」に従って対応いたします。規定については、ウェブサイトでご確認ください。
2. ご記入いただいた個人情報は、以下の目的のために利用します。
 - (1) 平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）（以下「補助事業」という。）の運営管理のための連絡。
3. ご記入いただいた個人情報の利用について
 - (1) 2. に示す利用目的の範囲を越えて、お客様の個人情報を利用することはありません。それ以外の目的で個人情報を利用する場合は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものといたします。
 - (2) 個人情報を取扱う業務を外部事業者に委託する予定はありません。
 - (3) 利用目的終了後は、当協会管理分については当協会が責任をもって廃棄いたします。

【個人情報の取扱いに関するご連絡先、苦情・相談窓口】

※開示、訂正、利用停止等のお申し出は、下記窓口までご連絡ください。

公益財団法人 日本環境協会 公益財団法人 日本環境協会
環境事業支援部 助成チーム
グリーンプラン・パートナーシップ（GPP）事業事務局
電話：03-6264-8401、FAX：03-6264-8403
E-mail：gpp@japan.email.ne.jp
URL：<https://www.jeas.or.jp/>

【当協会の個人情報保護管理者】

公益財団法人 日本環境協会 専務理事 柏木 順二

- ◆ 当協会の「個人情報保護方針」、「個人情報のお取り扱いについて」をご覧になりたい方は、<https://www.jeas.or.jp/data/personal.pdf> をご覧ください。

以上

補助金に係る消費税等の仕入控除について

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。

税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者が消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはなりません。

しかし、補助金として受け補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることになります。

このため、補助金の交付決定又は額の確定にあたっては、（１）の計算方法により補助対象経費から消費税及び地方消費税等相当額（以下「消費税等相当額」という。）を除外した補助金額を算定し、交付決定又は額の確定を行います。

ただし、（２）に掲げる者については、消費税等相当額を含む額で交付決定又は額の確定を行うことができることとします。

（１）補助対象経費区分毎の計算方法

①人件費（労務費）

補助事業者に直接雇用等されている人件費は、課税仕入れとはならないため、消費税等相当額の除外は行わない。ただし、人材派遣等による人件費は課税仕入れとなるため、消費税等相当額を除外する。

②事業費等

（i）事業費等の大半は課税仕入れであることをふまえ、経費の合計額に 100/108 を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等相当額を除外する。

（ii）事業費等に課税仕入れの対象外となる経費が含まれる場合、補助事業者の仕入税額控除の対象外であることを確認した上で、消費税等相当額を除外しないことができる。

③一般管理費

（i）一定割合により算出する場合、①及び②で算出された消費税等相当額を除外した対象経費に一定割合を乗じることをもって消費税等相当額を除外したものとみなす。

（ii）積上げにより積算する場合、②（i）同様に一般管理費の合計額に 100/108 を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等相当額を除外する。

(補助対象経費区分毎の計算例) (税率8%の場合)

【控除前】

区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金 (補助率 1/2)
労務費	1,000,000	1,000,000	500,000
事業費	1,080,000	1,080,000	540,000
一般管理費	312,000	312,000	156,000
合計	2,392,000	2,392,000	1,196,000



【控除後】

区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金 (補助率 1/2)
労務費	1,000,000	1,000,000	500,000
事業費	1,000,000	1,000,000	500,000
一般管理費	300,000	300,000	150,000
合計	2,300,000	2,300,000	1,150,000

(2) 補助対象経費から消費税等相当額を除外しないことができる場合

次の場合については、消費税等相当額を除外することに伴い、自己負担額が増加する等の理由により補助事業の遂行に支障をきたす可能性が懸念されます。

このため、交付決定時に次の各項目における確認事項を確認すること及び補助事業終了後には交付要綱に基づき消費税の確定申告に伴う報告書の提出等を求めることにより、消費税等相当額を含む額で交付決定又は額の確定をおこなうことができることとします。

(i) 消費税法第5条の規定により納税義務者とならない者

【確認事項】

納税義務者でないこと

(ii) 消費税法第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除される者

課税期間（個人事業者：暦年、法人：事業年度）の基準期間（個人事業主：その年の前々年、法人：その事業年度の前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下であり、課税事業者を選択していないこと。

ただし、基準期間が1年でない法人の場合、原則として1年相当に換算した金額により判定する。また、新設された法人については、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の額が1,000万円以上でないこと。

【確認事項】

- ①課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であること※
- ②課税事業者を選択していないこと
- ③国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付

要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと

※ただし、課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者であっても、特定期間における課税売上高が 1,000 万円を超える場合には、その年またはその事業年度における納税義務は免除されません。

④特定期間（個人事業者：前年 1 月 1 日～6 月 30 日、法人：原則として直前期の上半期）における課税売上高が 1,000 万円を超えないこと

(iii) 消費税法第 37 条第 1 項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者
その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であり、簡易課税制度を選択していること。

【確認事項】

- ①課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であること
- ②消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていること
- ③消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されていないこと
- ④国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと

(iv) 消費税法第 60 条第 4 項の規定により国、地方公共団体等に対する仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用される者
国の特別会計、地方公共団体の特別会計又は消費税法別表 3 に掲げる法人（特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人等を含む）に該当すること。

(v) 消費税法第 60 条第 6 項の規定により国、地方公共団体の一般会計に係る業務の仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用される者

【確認事項】

国、地方公共団体の一般会計に係る補助事業であること

(vi) (i) から (v) 以外の者であって、特段の理由により、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する者

【注意事項】 補助事業終了後、交付要綱に基づく消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと。

以上